

週刊

こんにちは  
**山田耕平**  
です

2015.8.6 No.203

このニュースへのご感想  
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-1 1  
TEL 090-9973-0941  
ホームページ  
<http://yamadakohei.jp>



廃止決定された国家公務員宿舎跡地  
**認可保育所・高齢者施設整備方針が決定**

廃止決定された国家公務員宿舎（杉並区） 2012年11月26日時点

	担当省庁名	宿舎名	所在地	敷地面積 (㎡)
1	内閣 (人事院)	人事院杉並寮	和田 1-61-15	595
2	内閣府 (警察庁)	※ 1	※ 1	1033
3	法務省	※ 1	※ 1	1043
4	財務省	杉並高井戸寮	高井戸東 4-5	2196
5	財務省	天沼第二	天沼 3-20-14	3279
6	財務省	荻窪寮	天沼 3-19-16	以上※ 2
7	財務省	阿佐ヶ谷寮	阿佐ヶ谷北 1-44-10	251
8	厚生労働省	梅里宿舎	梅里 2-34-22	1060
9	厚生労働省	梅里宿舎 NO 2	梅里 2-34-23	
10	厚生労働省	下井草宿舎	下井草 1-25	647
11	厚生労働省	下井草第二宿舎	下井草 1-24	322
12	厚生労働省	下井草第二宿舎	下井草 1-23	468
13	厚生労働省	井草宿舎	井草 1-6-6	418
14	厚生労働省	高井戸西宿舎	高井戸西 3-5-11	735
15	厚生労働省	高井戸東宿舎	高井戸東 3-30-2	508
16	厚生労働省	社会保険井荻共同宿舎	下井草 4-28-3	226
17	国土交通省	高円寺住宅	高円寺北 4-35-32	6437
18	防衛省	※ 1	※ 1	2549
19	防衛省	※ 1	※ 1	265
20	合同宿舎	上高井戸住宅	高井戸東 3-30-14	3841

※⇒の宿舎を活用する方針が決定した。



**党区議団の論戦が実る  
井草・高井戸東地域に整備**

七月三十一日、杉並区内の「廃止決定された国家公務員宿舎跡地」（国公有地）を活用した認可保育所・高齢者施設整備方針が示されました（詳細下記）。

この間、党区議団が一貫して求め続けてきたものであり、用地不足の都市部において重要な役割を果たします。

杉並区内には廃止決定された国家公務員宿舎が二〇カ所あり、各宿舎は平成二十八年度を最終期限に区へ活用の照会が行われます。

2012年、党区議団の調査により明らかとなった国公有地

**今回の活用方針の詳細**

■井草宿舎（上表No.13）

住所 : 杉並区井草 1-6-6  
面積 : 418.31㎡  
取得等方法 : 定期借地権による土地貸付（30年）  
整備施設 : 認可保育所（定員60名程度）  
整備主体 : 民間事業者  
開設予定 : 平成29年度

■杉並高井戸寮（上表No.4）

住所 : 杉並区高井戸東 4-5-8  
面積 : 2034.51㎡  
※利用可能面積は1500～1600㎡  
取得等方法 : 定期借地権による土地貸付（50年）  
整備施設 : 認可保育所（定員100名程度）  
認知症高齢者グループホーム  
小規模多機能型居宅介護  
整備主体 : 民間事業者  
開設予定 : 平成30年度

**貴重な大規模宿舎跡地を  
残された用地も積極活用を**

国に対し、地方自治体が活用を要望した際には、取得や貸付等で優先的に活用出来ます。二千㎡を超えるような大規模用地については不足する特別養護老人ホームなどの整備用地としても積極的に活用するべきです。

既に、多くの宿舎の跡地活用の方針が決まりつつありますが、未だに大規模用地（上表No.18、No.20）等の活用方針が決まっています。不足する福祉施設整備などのために積極的に活用することが必要です。引き続き、議会質疑などを通じて、活用を求めます。

違憲立法に反対する17名の杉並区議会議員有志

# 安保関連法案の廃案を求め共同チラシ作成

十七名の議員が共同で作成したチラシ。各戸へのポストイング、新聞への折り込みなどで配布されます。

2015.7.17

## 安保関連法 衆院強行採決に抗議し 廃案を求めます

違憲立法に反対する杉並区議会議員有志・声明

集団的自衛権の行使を容認する安保関連法案は、日本国憲法の恒久平和主義などに違反する違憲立法であり、断固として廃案を求めます！

衆院内閣は、7月15日特別委員会、16日衆議院本会議で、圧倒的多数の賛成を積み上げ、憲法違反の安保関連法案を強行採決しました。

今や政治家、内閣法制局長官経験者、学者・研究者、文化人、日本弁護士連合会、大学生や高校生、世代の自己防衛隊員に至るまで、集団的自衛権の行使を憲法違反であるとして、本法案の廃案を求めています。審議過程で自民党の多人数までもが廃案を主張したことは人達の記憶に新しい事ですが、つい最近政府内閣が、7月16日の衆議院本会議で、99名への賛成で、安保関連法案が可決、議案成立となりました。違憲ではないが3名との結果でした。『安保関連法案に反対する学生有志会』アベノ会賛同者は、7月17日段階で、学者・研究者10,851人となっています。7月に入り賛成派の支持と不支持が定量化され、毎日新聞に、日本(読者)レベルの12日の世論調査でも、内閣支持率が39.7%、不支持が44%と逆転する事となつた。総議決では19議案のうち安保法案の議案性を指摘し、「強硬軍備」や「反対派議員数が300名に迫る現状です。

日本は、第二次世界大戦においてアジアの人々の多大な犠牲を払い、日本人多くの犠牲を払い70年前に敗戦を迎えました。敗戦後の日本の平和と繁栄の礎となっているのが日本国憲法です。本法案で集団的自衛権の行使を容認することは、日本国憲法の立憲主義の基本原理並びに憲法第9条の恒久平和主義と生存権の保障及び国民主体原理に違反して「違憲立法」であると断言し、容認してはいけません。

日本国憲法にいう「国を侵襲し、破壊する虞を有する」と定められた国際法や国際法が、この憲法違反として、国会での強行採決により本法案を成立させることは到底容認できません。集団的自衛権の行使を認めることは、戦後、日本国憲法の下で下ってきた平和国家日本のあり方を根本から変え、再び戦争へと導き、また、平和の礎となる国家へと変換させる可能性を伴ったものです。

1999年3月、杉並区は国議会の議決を経て「杉並区平和都市宣言」を行いました。

私たち杉並区議会議員有志は、全世帯の人が平和のうちに生存する権利を有することを守るべく、また、日本国憲法を遵守し国際平和を築き上げ、平和な日本を、未来を担う子どもたちに残すために、憲法や法道の違いを踏まえ最後まで本法案の廃案を求め行動します。

## 杉並区議会議員有志

私たちが憲法違反である安保関連法案の廃案を求めます！

違憲立法に反対する

市来とも子 (杉並区)

太田哲二 (杉並区)

奥田雅子 (杉並区)

金子けんたろう (杉並区)

河津りえ子 (杉並区)

川野たかあき (杉並区)

くすやま美紀 (杉並区)

けいしば誠一 (杉並区)

上保まさたけ (日本共産党)

新城せつこ (無所属区民)

そね文子 (生活者ネットワーク)

富田たく (日本共産党)

原田あきら (日本共産党)

増田裕一 (日本共産党)

松尾ゆり (杉並区民会)

山田耕平 (日本共産党)

山本あけみ (日本共産党)

杉並区民の意思は 反対が圧倒的！

杉並区議会議員有志17名による超党派街頭調査とともに、街頭アンケート調査で「安保関連法案」に対する賛否を問う調査を実施。その結果、賛成19、反対351、わからない23と圧倒的多数で「反対」の民意が示されました。

区民の皆さまと一緒に杉並区から声を上げていこう！

## 杉並区議会史上初 超党派の取り組み広がる

安保関連法案が衆議院で強行採決され、国民的な反対の世論が高まっています。この間、法案の廃案を求めて共同行動を深める超党派議員有志十七名が共同チラシを作成し、配布を始めました。それは杉並区議会史上初めてのことで、

## 問題だらけの法案 地方議会からも廃案を

現在、参議院での審議が行なわれていますが、審議を行なうほど法案の重大な問題点が明らかとなり、ますます。

マスコミ各紙の世論調査でも法案への反対の声や今国会での廃案を求める声が目に見え高まっている状況です。

住民の命、暮らし、生活を守る責務を有する地方議会としても、明確に憲法に違反し、戦争する国づくりに道を開く安保関連法案を許すわけにはいきません。

立場の違いを超え、法案の廃案を一致点に今後も全力で戦います。

## 育メン日誌

### 恐怖！？手足口病に溶連菌…

今、子どもたちの間では手足口病等の感染症が大流行しています。親にとっては恐怖の時期です。保育園などで集団生活をする場所では、大抵、みんな等しく感染するため覚悟を決めているのですが、我が家も例に漏れず、娘が手足口病に罹りました。39度を超える熱と手足口に広がる痛い発疹に、娘はフラフラ…。

しかし、本当の恐怖はここからでした。娘が完治しない間に、今度は息子が38.7度…。



早く良くなってね！

こちらは溶連菌でした、ガ～ン…。お互い別々の感染症に罹るなんて悲惨です。感染症が交差すれば目も当てられません。親にとっても大変な時期です

## 教科書採択の日程が決定

来年度から区立中学校、区立特別支援学校、小・中の特別支援学級で使用する教科書の採択について、審議を行なう教育委員会の日程が決まりました。

各自治体で過去の侵略戦争を美化し、歴史を歪める教科書の採択が行なわれている中、杉並区の判断が注目されます。

ぜひ、傍聴にお越しください。

教科書採択を行なう教育委員会  
日時：8月12日(水) 13時から  
場所：杉並区役所教育委員会室(東棟6階)

※傍聴希望者の受付は12時～13時30分まで区役所中棟6階の第4会議室で行ないます。傍聴者が20名を超える場合は、抽選となります。抽選にもれた方は、第4会議室で音声聞くことができます。  
【問合せ】教育委員会事務局庶務課庶務係  
03-3312-2111 (代表)